

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A（以下「事業場」という。）に常勤嘱託員として採用され、企業を訪問して求人票を作成する営業職に従事していた。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日事業場内において求人票を作成していたところ、同僚から暴力行為を受けたという。請求人は、同日、B病院に受診し「頭部打撲」（以下「本件傷病」という。）と診断され、その後、C病院及びD病院に受診し加療した。

請求人は、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人の本件傷病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

#### 第4 争点

本件の争点は、請求人の本件傷病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 事実の認定及び判断

##### 1 当審査会的事実の認定

(略)

##### 2 当審査会の判断

請求人は、本件傷病はEとの求人票作成業務での口論がきっかけとなり、同人から一方的に暴力を受けたことによるもので、業務上の受傷である旨主張する。

当審査会としても、請求人の主張を踏まえ、本件の一件資料を精査したが、決定書第2の2の(2)の説示のとおり、Eの請求人に対する暴力は個人的な感情によるものとみることが相当であると判断する。

したがって、Eからの暴力行為により受傷したとする本件傷病に業務起因性は認められない。

##### 3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。